

「事業所内保育総合推進事業（施設整備費補助金）」 Q & A

平成30年3月28日更新

No.	質問	回答
1	補助金を活用して事業所内保育施設を整備したいのですが、どこに相談に行けばよいですか。	<p>本事業の実施主体は市町村になりますので、補助金の活用については、施設を整備予定の市町村保育担当課窓口にご相談下さい。</p> <p>なお、補助制度についての説明は事業所内保育推進コーディネーターでも対応しておりますので、以下の窓口までご連絡をお願いします。</p> <p>【事業所内保育推進コーディネーター窓口】 沖縄県保育士・保育所総合支援センター 那覇市小禄1831-1 沖縄産業支援センター413号室 TEL 098-857-4001 FAX 098-857-4007</p>
2	市町村の認可を受ける予定はありませんが、補助金を受けられますか。	<p>本事業は、「新たに市町村長の認可を受ける事業所内保育施設」の整備を対象としていますので、市町村から認可を受けない施設は対象外です。</p>
3	施設を整備した後、市町村の認可を受けるまでの間、認可外保育施設として運営できますか。	<p>施設整備を行った後に認可外保育施設として運営することはできません。市町村の認可・確認を受けてから運営して下さい。</p>
4	事業対象者について教えてください。	<p>事業対象者（事業の対象となる法人等）については、「県内に事業所を有する事業者等」及び「事業所内保育事業の実施を受託する事業者」ですが、事業所内保育事業の実施主体から運営のみを受託する事業者は対象外です。運営のみを委託する場合には、設置事業者において補助金を受給して施設整備を行った上で、運営を委託することになります。</p>
5	1法人で複数の施設を整備することはできますか。	<p>1法人当たりの対象施設数の制限はありませんので、本事業により複数の施設を整備することは可能です。（各市町村の公募条件等により制限される場合があります。）</p>
6	施設整備計画書に記載した事項を変更することは可能ですか。	<p>施設整備計画書の記載事項は、計画が各市町村の認可基準を満たすものとなっているかどうかを確認するために記載して頂いています。施設整備計画書の内容が、市町村の認可時点で変更になっていても、認可基準を満たす限りは問題はありませんが、施設整備に関する部分の変更については、変更承認申請書（実施要綱第2号様式）を提出して下さい。</p>
7	施設整備の対象外となる経費はありますか。	<p>土地・建物の購入費用、土地の造成費用、土地・建物の賃借料等は対象外となります。（既存の認可外保育施設を改修する場合の仮設園舎に係る土地建物賃借料は対象経費となります。）</p>
8	補助金の算定方法を教えてください。	<p>補助金の算定は、以下の手順で行って下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①該当する整備区分（「新設」又は「改修」）を特定 ②補助基準額を特定（「新設＝5,000万円」「改修＝2,700万円」） ③対象経費の実支出額を特定（寄付金収入等がある場合には控除） ④②と③の低い方の金額に2/3をかけた金額が補助金額（上限） <p>※県、市町村の予算の状況により補助率は2/3を下回る場合があります。</p>
9	「新設」と「改修」の違いを教えてください。	<p>「新設」は、更地に建物を建築する場合や既存建物を全て解体撤去して新たに建物を建築する場合等が該当します。</p> <p>「改修」は、既存建物を改修する場合や新築建物の内部を保育室等に改修する場合等が該当します。</p> <p>いずれの場合であっても、園庭や送迎用駐車場に係る外構工事は補助対象経費となります。</p>

No.	質問	回答
10	整備を行う工事業者については、どのように選定すればよいですか。	対象経費（設計、工事、備品購入等）に係る契約手続きについては、原則として入札により業者を決定して下さい。入札方法については、各市町村の契約規則に準じて行う等、市町村の指示に従って行って下さい。 なお、合理的な理由がある場合には、プロポーザル方式等により業者を選定することは可能です。
11	いつから設計業者等との契約が可能ですか。	対象経費として計上できるのは、市町村からの交付決定日（内示日ではない。）以降に契約を締結したのだけです。設計料も含めて対象経費に計上したい場合には、市町村の交付決定を受けてから契約を締結してください。（自己資金により事前に設計契約を締結することを妨げるものではありません。） なお、対象経費に計上する契約については、原則として入札により業者を決定することになりますので、ご注意ください。
12	賃借した建物（テナントビル等）でも改修費補助の対象になりますか。	賃貸物件による整備であっても、本事業の対象になりますが、財産処分の制限規定が準用されますので、耐用年数の間は処分が制限されることにご留意ください。（財産処分については「No. 19」をご確認ください。）
13	年度をまたいだ整備でも補助の対象になりますか。	本事業は、原則として単年度での事業完了を想定しているため、当初から年度をまたぐ整備計画である場合には、補助の対象となりませんが、やむを得ない事情がある場合で、①県・市町村の議会での繰越承認の議決、②国の承認、が得られた場合には、翌年度への繰越（年度をまたいだ整備）が可能になる場合があります。 なお、上記手続きを経ずに、工事業者等と年度をまたいだ契約（変更契約を含む。）を締結することはできません。
14	対象経費の実支出額から控除する「寄付金その他の収入額」とは何ですか。	「寄付金その他の収入額」とは、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取り扱いについて（昭和35年4月25日会発第1、312号厚生大臣官房会計課長通知）」の中で「1 寄附金その他の収入の範囲について」に規定する収入です。 具体的には、 ①その用途を、補助事業等（間接補助事業等を含む。以下同じ。）に指定する寄附金 ②補助事業等を遂行するため購入した物件のうち、換価価値のある不必要な残存物件を処分することによる収入 ③過去において補助金等の交付を受けて建設し、または改造、改築等により効用の増加した既存建物等（土地を除く。）を処分することによる収入 ④過去において、補助金等の交付を受けて建設し、または改造改築等により効用の増加した既存建物等の全部または一部が被災したことによる火災保険収入（自己負担相当額は控除） ⑤契約違反による違約徴収金の収入 ⑥法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金返還金等の収入 になります。
15	施設の整備は行いませんが、備品の購入だけでも補助の対象になりますか。	施設整備を伴わない場合は、本事業の対象とはなりません。
16	補助金の支払い時期はいつになりますか。	補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いになりますが、市町村が必要と認める場合には、交付決定後の概算払いも可能です。各市町村により規則等が異なりますので、各市町村に確認をお願いします。

No.	質問	回答																		
17	事業所内保育施設と一時預かり施設や病児・病後児保育室等を整備する場合の補助金額はどのようになりま すか。	<p>事業所内保育事業以外の目的で使用する施設等を併せて整備する場合には、占有面積により按分する等合理的な方法により対象経費を算出する必要があります。</p> <p>(例)</p> <table border="0"> <tr> <td>・整備全体</td> <td>200㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・事業所内保育事業部分</td> <td>100㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・一時預かり事業部分</td> <td>50㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・病児・病後児保育事業部分</td> <td>50㎡</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・設計監理料(全体)</td> <td>200万円(税込)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・整備費用(全体)</td> <td>2,000万円(税込)</td> <td>の場合</td> </tr> </table> <p>事業所内保育事業の占有面積割合は「$100\text{㎡}/200\text{㎡}=50\%$」なので、本事業の対象経費は「$2,200\text{万円}\times 50\%=1,100\text{万円}$」となります。</p> <p>なお、按分により対象経費を算出する場合であっても、補助基準額は按分しません。(1施設当たり新設5,000万円、改修2,700万円のみです。)</p>	・整備全体	200㎡		・事業所内保育事業部分	100㎡		・一時預かり事業部分	50㎡		・病児・病後児保育事業部分	50㎡		・設計監理料(全体)	200万円(税込)		・整備費用(全体)	2,000万円(税込)	の場合
・整備全体	200㎡																			
・事業所内保育事業部分	100㎡																			
・一時預かり事業部分	50㎡																			
・病児・病後児保育事業部分	50㎡																			
・設計監理料(全体)	200万円(税込)																			
・整備費用(全体)	2,000万円(税込)	の場合																		
18	消費税の仕入れ控除額は報告する必要がありますか。	<p>補助金に係る消費税に係る仕入控除税額については、当該金額を減額して交付申請する必要があります。交付申請時に仕入控除税額が分からない場合には、実績報告時に当該金額を減額して報告して下さい。</p> <p>実績報告時にも分からない場合で補助金の確定を受けた場合には、仕入控除額確定後速やかに補助金交付要綱第7号様式により報告をしてください。その場合には、当該金額は返還が必要になります。</p> <p>詳細については、税理士等に必ずご相談の上、各事業者の責任で対応してください。</p>																		
19	補助金を活用して整備した建物は、処分の制限はありますか。	<p>補助金を受けて整備した建物や購入した備品(50万円以上)については、耐用年数の間、市町村長の承認を受けずに処分(目的外使用、譲渡(有償・無償)、廃棄、担保提供、貸付等)を行うことはできません。承認を受けずに処分した場合には、補助金額は返還になる場合がありますので、ご注意ください。これは、テナント等賃借の場合であっても適用があります。</p> <p>なお、補助金交付要綱第18条に財産の処分制限を規定していますのでご確認ください。</p>																		